

議案第 6 1 号

市川市敬老祝金支給条例の一部改正について

市川市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 1 4 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例

市川市敬老祝金支給条例（平成 9 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「80 歳、」及び「、99 歳」を削る。

第 3 条を次のように改める。

（支給額及び支給月）

第 3 条 敬老祝金の支給額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める額とし、敬老祝金の支給月は、その年の 9 月とする。

- (1) 88 歳になる者 20,000 円
- (2) 100 歳になる者 50,000 円
- (3) 101 歳以上の者 10,000 円

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

平均寿命の延伸等を踏まえ敬老祝金の支給要件を見直すほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。